

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文 目次

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成十六年国土交通省令第九十三号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第八十一号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12



○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

<p>目次</p> <p>第一章〱第二章の二（略）</p> <p>第二章の三 船舶からの廃棄物の排出の規制並びに海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制（第十二条の二の四 十三―第十二条の十七の五）</p> <p>第二章の四〱第五章（略）</p> <p>（令第一条の八第一項第四号の国土交通省令で定める装置）</p> <p>第四条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）第一条の八第一項第四号の国土交通省令で定める装置は、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる装置とする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="662 224 710 616">船舶の区分</td> <td data-bbox="662 616 710 1086">装 置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 224 662 616">一 総トン数一万吨（令別表第一の五に掲げる海域（南極海域及び北極海域を除く。）にあつては、総トン数四百トン）以上の船舶</td> <td data-bbox="422 616 662 1086">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 224 422 616">二 総トン数一万吨（令別表第一の五に掲げる海域（南極海域及び北極海域を除く。）にあつては、総トン数四百トン）未満の船舶</td> <td data-bbox="215 616 422 1086">（略）</td> </tr> </table>	船舶の区分	装 置	一 総トン数一万吨（令別表第一の五に掲げる海域（南極海域及び北極海域を除く。）にあつては、総トン数四百トン）以上の船舶	（略）	二 総トン数一万吨（令別表第一の五に掲げる海域（南極海域及び北極海域を除く。）にあつては、総トン数四百トン）未満の船舶	（略）	<p>目次</p> <p>第一章〱第二章の二（略）</p> <p>第二章の三 船舶からの廃棄物の排出の規制並びに海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制（第十二条の三―第十二条の十七の五）</p> <p>第二章の四〱第五章（略）</p> <p>（令第一条の八第一項第四号の国土交通省令で定める装置）</p> <p>第四条 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）第一条の八第一項第四号の国土交通省令で定める装置は、次の表の上欄に掲げる船舶の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる装置とする。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="662 1153 710 1545">船舶の区分</td> <td data-bbox="662 1545 710 2016">装 置</td> </tr> <tr> <td data-bbox="422 1153 662 1545">一 総トン数一万吨（令別表第一の五に掲げる海域（南極海域を除く。）にあつては、総トン数四百トン）以上の船舶</td> <td data-bbox="422 1545 662 2016">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1153 422 1545">二 総トン数一万吨（令別表第一の五に掲げる海域（南極海域を除く。）にあつては、総トン数四百トン）未満の船舶</td> <td data-bbox="215 1545 422 2016">（略）</td> </tr> </table>	船舶の区分	装 置	一 総トン数一万吨（令別表第一の五に掲げる海域（南極海域を除く。）にあつては、総トン数四百トン）以上の船舶	（略）	二 総トン数一万吨（令別表第一の五に掲げる海域（南極海域を除く。）にあつては、総トン数四百トン）未満の船舶	（略）
船舶の区分	装 置												
一 総トン数一万吨（令別表第一の五に掲げる海域（南極海域及び北極海域を除く。）にあつては、総トン数四百トン）以上の船舶	（略）												
二 総トン数一万吨（令別表第一の五に掲げる海域（南極海域及び北極海域を除く。）にあつては、総トン数四百トン）未満の船舶	（略）												
船舶の区分	装 置												
一 総トン数一万吨（令別表第一の五に掲げる海域（南極海域を除く。）にあつては、総トン数四百トン）以上の船舶	（略）												
二 総トン数一万吨（令別表第一の五に掲げる海域（南極海域を除く。）にあつては、総トン数四百トン）未満の船舶	（略）												

2・3（略）

2・3（略）

(承認証の再交付)

第八条の七 第八条の五第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、紛失し、又は毀損したときは、当該承認証を交付した管区海上保安本部長に承認証の再交付を申請することができる。

2 (略)

(承認証の返納)

第八条の八 第八条の五第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証(第二号の場合にあつては、発見した承認証)を当該承認証を交付した管区海上保安本部長に返納しなければならない。

一 (略)

二 承認証を紛失したことにより承認証の再交付を受けた後その紛失した承認証を発見したとき。

(氷の密接度)

第十二条の二の四十三 令第三条第五項(令第四条第四項及び第四条の二第六項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める密接度は、十分の一とする。

(例外的な船舶発生廃棄物の排出に係る記録)

第十二条の二の四十四 (略)

(令別表第二の国土交通省令で定める装置)

第十二条の三 (略)

2 令別表第二第一号の表第二号及び第二号の表第二号の船舶及びふん尿等の区分の欄並びに同表第二号の表第四号及び第五号の排出方法に関する基準の欄の国土交通省令で定める装置は、ふん尿等浄化装置とする。

(承認証の再交付)

第八条の七 第八条の五第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、又はき損したときは、当該承認証を交付した管区海上保安本部長に承認証の再交付を申請することができる。

2 (略)

(承認証の返納)

第八条の八 第八条の五第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証(第二号の場合にあつては、発見した承認証)を当該承認証を交付した管区海上保安本部長に返納しなければならない。

一 (略)

二 承認証を滅失したことにより承認証の再交付を受けた後その滅失した承認証を発見したとき。

(新設)

(例外的な船舶発生廃棄物の排出に係る記録)

第十二条の二の四十三 (略)

(令別表第二の国土交通省令で定める装置)

第十二条の三 (略)

2 令別表第二第一号の表第二号及び第二号の表第二号の船舶及びふん尿等の区分の欄の国土交通省令で定める装置は、ふん尿等浄化装置とする。

- 3 令別表第二第一号の表第三号及び第二号の表第六号の船舶及びふん尿等の区分の欄の国土交通省令で定める装置は、当該装置からの排水が次に掲げる基準に適合する性能を有する装置（以下「ふん尿及び汚水処理装置」という。）とする。
- 一 四（略）

（令別表第二の国土交通省令で定める船舶）

- 第十二条の三の二の二 令別表第二第二号の表第四号の船舶及びふん尿等の区分の欄の国土交通省令で定める船舶は、南極海域又は北極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海水がある海域を航行するように設計された総トン数五百トン以上の船舶及び旅客船（十三人以上の旅客定員を有する船舶をいう。）とする。

- 2 令別表第二第二号の表第五号の船舶及びふん尿等の区分の欄の国土交通省令で定める船舶は、南極海域又は北極海域のうち厚さ〇・三メートル以上の海水がある海域を航行するように設計された総トン数五百トン以上の船舶であつて、試験、研究、調査その他の活動（氷の密接度が十分の一以上である海域において行われるものに限る。）に従事している船舶とする。

（令別表第二の国土交通大臣の承認の申請等）

- 第十二条の三の二の三 令別表第二第二号の表第五号の承認を受けて、船舶からふん尿又は汚水を排出しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 2 前項の承認申請書は、第一号の四の六様式によるものとする。
- 3 国土交通大臣は、承認のため必要があると認める場合は、当該船舶の活動の計画を記載した書面その他必要な書類の提出を求めることができる。

（承認証の交付）

- 第十二条の三の二の四 国土交通大臣は、令別表第二第二号の表第五号

- 3 令別表第二第一号の表第三号及び第二号の表第三号の船舶及びふん尿等の区分の欄の国土交通省令で定める装置は、当該装置からの排水が次に掲げる基準に適合する性能を有する装置（以下「ふん尿及び汚水処理装置」という。）とする。
- 一 四（略）

（新設）

（新設）

（新設）

の承認をしたときは、申請者に承認証を交付しなければならない。  
2 前項の承認証は、第一号の四の七様式によるものとする。

(承認証の備置き)

第十二条の三の二の五 前条第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認に係る船舶内に、当該承認証を備え置かなければならない。

(承認証の再交付)

第十二条の三の二の六 第十二条の三の二の四第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、紛失し、又は毀損したときは、国土交通大臣に承認証の再交付を申請することができる。

2 国土交通大臣は、前項の申請が正当であると認めるときは、承認証をその者に再交付するものとする。

(承認証の返納)

第十二条の三の二の七 第十二条の三の二の四第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証(第二号の場合にあつては、発見した承認証)を国土交通大臣に返納しなければならぬ。

一 承認を受けた排出に関する計画を実行したとき又は実行しないこととしたとき。

二 承認証を紛失したことにより承認証の再交付を受けた後その紛失した承認証を発見したとき。

(粉碎装置の技術上の基準)

第十二条の三の二の八 (略)

(殺菌するための措置)

第十二条の三の二の九 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(粉碎装置の技術上の基準)

第十二条の三の二の二 (略)

(殺菌するための措置)

第十二条の三の二の三 (略)

(令第四条の二第一項第一号の国土交通省令で定める物質)

第十二条の三の二の十 (略)

(特定船舶)

第十二条の三の二の十一 令別表第三備考第一号の国土交通省令で定める船舶は、一航海において同表備考第二号から第八号までに規定する海域のみを航行する船舶であつて、直前の出発港及び目的港の陸地にある施設の故障その他やむを得ない事由によつて令第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物を当該陸地にある施設において処理することができないものとする。

(排出確認済証の再交付)

第十二条の三の十 排出確認済証の交付を受けた者は、当該排出確認済証を滅失し、紛失し、又は毀損したときは、当該排出確認済証を交付した管区海上保安本部長等に排出確認済証の再交付を申請することができる。

2 (略)

3 排出確認済証を紛失したことにより排出確認済証の再交付を受けた者は、紛失した排出確認済証を発見したときは、遅滞なく、これを当該確認済証を交付した管区海上保安本部長等に返納しなければならぬ。

(登録済証の再交付)

第十二条の十一 法第十一条の登録を受けた船舶の船舶所有者は、当該船舶に係る登録済証を滅失し、紛失し、又は毀損したときは、当該登録に係る登録簿を備える管区海上保安本部長に登録済証の再交付を申請することができる。

2 (略)

(登録済証の返納)

(令第四条の二第一項第一号の国土交通省令で定める物質)

第十二条の三の二の四 (略)

(特定船舶)

第十二条の三の二の五 令別表第三備考第一号の国土交通省令で定める船舶は、一航海において同表備考第二号から第七号までに規定する海域のみを航行する船舶であつて、直前の出発港及び目的港の陸地にある施設の故障その他やむを得ない事由によつて令第四条の二第一項第一号に掲げる廃棄物を当該陸地にある施設において処理することができないものとする。

(排出確認済証の再交付)

第十二条の三の十 排出確認済証の交付を受けた者は、当該排出確認済証を滅失し、又はき損したときは、当該排出確認済証を交付した管区海上保安本部長等に排出確認済証の再交付を申請することができる。

2 (略)

3 排出確認済証を滅失したことにより排出確認済証の再交付を受けた者は、滅失した排出確認済証を発見したときは、遅滞なく、これを当該確認済証を交付した管区海上保安本部長等に返納しなければならぬ。

(登録済証の再交付)

第十二条の十一 法第十一条の登録を受けた船舶の船舶所有者は、当該船舶に係る登録済証を滅失し、又はき損したときは、当該登録に係る登録簿を備える管区海上保安本部長に登録済証の再交付を申請することができる。

2 (略)

(登録済証の返納)

第十二条の十二 船舶所有者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する登録済証（第三号の場合にあつては、発見した登録済証）を当該登録済証に係る登録簿を備える管区海上保安本部長に返納しなければならない。

一・二 (略)

三 登録済証を紛失したことにより登録済証の再交付を受けた後その紛失した登録済証を発見したとき。

(承認証の再交付)

第十二条の十七の六の六 第十二条の十七の六の四第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、紛失し、又は毀損したときは、地方運輸局長に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。

2 (略)

3 第一項の承認証再交付申請書には、第十二条の十七の六の四第一項の承認証(毀損した場合に限る。)を添付しなければならない。

4 第十二条の十七の六の四第一項の承認証を滅失し、又は紛失したことにより再交付を受けた場合は、滅失し、又は紛失した承認証は、その効力を失うものとする。

(承認証の返納)

第十二条の十七の六の七 第十二条の十七の六の四第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一 (略)

二 承認証を紛失したことにより承認証の再交付を受けた後その紛失した承認証を発見したとき。

(粉碎設備等)

第十二条の十二 船舶所有者は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する登録済証（第三号の場合にあつては、発見した登録済証）を当該登録済証に係る登録簿を備える管区海上保安本部長に返納しなければならない。

一・二 (略)

三 登録済証を滅失したことにより登録済証の再交付を受けた後その滅失した登録済証を発見したとき。

(承認証の再交付)

第十二条の十七の六の六 第十二条の十七の六の四第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、又はき損したときは、地方運輸局長に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。

2 (略)

3 第一項の承認証再交付申請書には、第十二条の十七の六の四第一項の承認証(き損した場合に限る。)を添付しなければならない。

4 第十二条の十七の六の四第一項の承認証を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した承認証は、その効力を失うものとする。

(承認証の返納)

第十二条の十七の六の七 第十二条の十七の六の四第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証（第二号の場合にあつては、発見した承認証）を地方運輸局長に返納しなければならない。

一 (略)

二 承認証を滅失したことにより承認証の再交付を受けた後その滅失した承認証を発見したとき。

(粉碎設備等)



第三十七条の十五 (略)

2 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第五条から第十条まで、第十一条（第二項第四号を除く。）、第十二条から第十五条まで、第二十七条及び第二十八条の規定は、法第四十三条の九第一項の型式承認及び検定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第五項第二項第二号、第六項第一項、第八項第一項、第九項第一号、第十一条第二項第一号	法第五項第四項、第九条の三第二項又は第十条の二第二項に規定する技術上の基準	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の三第三項、同令第十二条の三の二の八又は同令第三十三条の三第二項第一号、第二号、第三号若しくは第四号の規定

(海洋汚染物質の輸送方法に関する基準)

第三十七条の十七 法第四十三条の八第一項の船舶によりばら積み以外の方法で輸送される法第三十八条第一項第四号の国土交通省令で定める物質（以下「海洋汚染物質」という。）の輸送方法に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 船舶所有者又は船長は、次に掲げる事項について適正である旨を確認した後に輸送を行うこと。
- イ・ロ (略)
- ハ 海洋汚染物質がコンテナ（危規則第五条の五に規定するコンテナをいう。以下同じ。）及びポータブルタンク（危規則第二条第二号の五に規定するポータブルタンクをいう。以下同じ。）に収

第三十七条の十五 (略)

2 海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第五条から第十条まで、第十一条（第二項第四号を除く。）、第十二条から第十五条まで、第二十七条及び第二十八条の規定は、法第四十三条の九第一項の型式承認及び検定について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第五項第二項第二号、第六項第一項、第八項第一項、第九項第一号、第十一条第二項第一号	法第五項第四項、第九条の三第二項又は第十条の二第二項に規定する技術上の基準	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の三第三項、同令第十二条の三の二の二又は同令第三十三条の三第二項第一号、第二号、第三号若しくは第四号の規定

(海洋汚染物質の輸送方法に関する基準)

第三十七条の十七 法第四十三条の八第一項の船舶によりばら積み以外の方法で輸送される法第三十八条第一項第四号の国土交通省令で定める物質（以下「海洋汚染物質」という。）の輸送方法に関する基準は、次のとおりとする。

- 一 船舶所有者又は船長は、次に掲げる事項について適正である旨を確認した後に輸送を行うこと。
- イ・ロ (略)
- ハ 海洋汚染物質がコンテナ（危規則第五条の五に規定するコンテナをいう。以下同じ。）及びポータブルタンク（危規則第二条第二号の五に規定するポータブルタンクをいう。以下同じ。）に収

納されている場合には、当該コンテナ及びポータブルタンクは、四側面すべてに標札が付されているもの（当該海洋汚染物質が内容積が三千リットル以下のポータブルタンクに収納されている場合には、相対する二側面に標札が付されているもの）であること。

- 二 (略)
- 二〇五 (略)
- 二〇四 (略)

第一号の四の大様式（第十二条の三の二の三関係）

排 出 承 認 申 請 書

年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第十二条の三の二の三第1項の規定により、次のとおり申請します。

試験、研究、調査その他の活動の目的

使の用概	船舶所有者	
	船名	用途
船舶要	船舶番号	用 途
船舶	船籍港又は定係地	総トノ数
ふん尿等浄化		

納されている場合には、当該コンテナ及びポータブルタンクは、四側面すべてに標札が付されているもの（当該海洋汚染物質が内容積が三千リットル未満のポータブルタンクに収納されている場合には、相対する二側面に標札が付されているもの）であること。

- 二 (略)
- 二〇五 (略)
- 二〇四 (略)

装置の名称及び型式	
排出海域に至る航行経路	
排出海域	
排出予定期間	

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
  - 2 申請者の氏名又は名称及び住所並びに船名には、ふりがなを付すること。
  - 3 排出海域は、経緯度又はその他の当該海域を特定できる方法により表示すること。
  - 4 記入欄にその記載事項の全てを記載できないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
  - 5 氏名を記載、押印する事に代えて、署名することができる。

第一号の四の七様式 (第十二条の三の二の四関係)

排 出 承 認 証

承認番号	
承認年月日	年 月 日

氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		
試験、研究、調査その他の活動の目的		
使の概用機	船名	船舶所有者
	船舶番号	用途
船要	船舶港又	総トン数

船舶	は定係地		
ふん尿等浄化装置の名称及び型式			
排出海域			
排出予定期間			
条件			
有効期間		年月日まで	
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則第12条の3の2の4第1項の規定により、交付する。			
年月日		国土交通大臣	印

第4号の2様式 (第37条の17関係)

(注1) 0は、0.5センチメートル (コンテナ及びボータグランドンク (内容積が3000リットル以下のものを除く。)) に付す標札について、1.25センチメートル) 以上とする。ただし、この大きさの標札を付すことが困難となる場合にあつては、この限りでない。

2 縁の線の太さは2ミリメートル以上とする。) (略)

第4号の2様式 (第37条の17関係)

(注1) 0は、0.5センチメートル (コンテナ及びボータグランドンク (内容積が3000リットル未満のものを除く。)) に付す標札について、1.25センチメートル) 以上とする。ただし、この大きさの標札を付すことが困難となる場合にあつては、この限りでない。

2 縁の線の太さは2ミリメートル以上とする。) (略)

改 正 案	現 行
<p>附 則 （相当原動機証書の再交付）</p> <p>第六条 改正法附則第二条第二項により相当原動機証書の交付を受けた者は、相当原動機証書を滅失し、紛失し、又は毀損した場合は、相当原動機証書再交付申請書（附則第三号様式）を地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。</p> <p>2 相当原動機証書再交付申請書には、相当原動機証書（毀損した場合に限る。）及び相当手引書を添付しなければならない。</p> <p>3 相当原動機証書を滅失し、又は紛失したことにより再交付を受けた場合は、滅失し、又は紛失した相当原動機証書は、その効力を失うものとする。</p> <p>（相当原動機証書の返納）</p> <p>第八条 改正法附則第二条第二項により相当原動機証書の交付を受けた者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する相当原動機証書（第三号の場合にあつては、発見した相当原動機証書）を地方運輸局長に返納しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 相当原動機証書を紛失したことにより相当原動機証書の再交付を受けた後、その紛失した相当原動機証書を発見したとき。</p> <p>四 （略）</p>	<p>附 則 （相当原動機証書の再交付）</p> <p>第六条 改正法附則第二条第二項により相当原動機証書の交付を受けた者は、相当原動機証書を滅失し、又はき損した場合は、相当原動機証書再交付申請書（附則第三号様式）を地方運輸局長に提出し、その再交付を受けることができる。</p> <p>2 相当原動機証書再交付申請書には、相当原動機証書（き損した場合に限る。）及び相当手引書を添付しなければならない。</p> <p>3 相当原動機証書を滅失したことにより再交付を受けた場合は、滅失した相当原動機証書は、その効力を失うものとする。</p> <p>（相当原動機証書の返納）</p> <p>第八条 改正法附則第二条第二項により相当原動機証書の交付を受けた者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その受有する相当原動機証書（第三号の場合にあつては、発見した相当原動機証書）を地方運輸局長に返納しなければならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 相当原動機証書を滅失したことにより相当原動機証書の再交付を受けた後、その滅失した相当原動機証書を発見したとき。</p> <p>四 （略）</p>

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第八十一号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）</p> <p>第一条（略）</p> <p>目次中「第二章の三 船舶からの廃棄物の排出の規制並びに海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制（第十二条の二の四―第三章の三 船舶からの廃棄物の排出の規制（第二章の三 船舶からの有害水バラストの排出の規制（第十二条の十七の五））」を「第二章の四 船舶からの有害水バラストの排出の規制（第二章の五 海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制（第十二条の十四の十七））」に、「第二章の四」を「第二章の六」に、「第二章の五」を「第二章の七」に改める。</p> <p>（承認証の再交付）</p> <p>第十二条の十四の十 第十二条の十四の八第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、紛失し、又は毀損したときは、国土交通大臣に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の承認証再交付申請書には、第十二条の十四の八第一項の承認証（毀損した場合に限る。）を添付しなければならない。</p> <p>4 第十二条の十四の八第一項の承認証を滅失し、又は紛失したことに より再交付を受けた場合は、滅失し、又は紛失した承認証は、その効</p>	<p>（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則の一部改正）</p> <p>第一条（略）</p> <p>目次中「第二章の三 船舶からの廃棄物の排出の規制並びに海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制（第十二条の三―第十二条の十七の五）」を「第二章の四 船舶からの有害水バラストの排出の規制（第二章の五 海洋施設及び航空機からの油及び廃棄物の排出の規制（第十二条の十四の十七））」に、「第二章の四」を「第二章の六」に、「第二章の五」を「第二章の七」に改める。</p> <p>（承認証の再交付）</p> <p>第十二条の十四の十 第十二条の十四の八第一項の承認証の交付を受けた者は、当該承認証を滅失し、又はき損したときは、国土交通大臣に承認証再交付申請書を提出し、その再交付を受けることができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項の承認証再交付申請書には、第十二条の十四の八第一項の承認証（き損した場合に限る。）を添付しなければならない。</p> <p>4 第十二条の十四の八第一項の承認証を滅失したことに より再交付を受けた場合は、滅失した承認証は、その効力を失うものとする。</p>

力を失うものとする。

(承認証の返納)

第十二条の十四の十一 第十二条の十四の八第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証(第二号の場合にあつては、発見した承認証)を国土交通大臣に返納しなければならない。

一 (略)

二 承認証を紛失したことにより承認証の再交付を受けた後その紛失した承認証を発見したとき。

(承認証の返納)

第十二条の十四の十一 第十二条の十四の八第一項の承認証の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、その受有する承認証(第二号の場合にあつては、発見した承認証)を国土交通大臣に返納しなければならない。

一 (略)

二 承認証を滅失したことにより承認証の再交付を受けた後その滅失した承認証を発見したとき。

